

第 7 4 号議案

八王子市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例設定につ
いて

八王子市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和元年 5 月 2 1 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

八王子市市税賦課徴収条例（昭和 2 5 年八王子市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>（寄附金税額控除） 第 2 2 条の 5 所得割の納税義務者が、前年中に法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金（市内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するものに限る。）を支出した場合 には、同項 に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に 同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金 を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 2 2 条の 2 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2 前項の特例控除額は、法 第 3 1 4 条の 7 第 1 1 項（法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定</p> | <p>（寄附金税額控除） 第 2 2 条の 5 所得割の納税義務者が、前年中に法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金（市内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するものに限る。）を支出した場合 においては、法第 3 1 4 条の 7 第 1 項 に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に 同項第 1 号に掲げる寄附金 を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 2 2 条の 2 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2 前項の特例控除額は、法 第 3 1 4 条の 7 第 2 項（法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定に</p> |

により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

附 則

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第22条の5の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、**法第314条の7第11項第2号**若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第22条の2第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第18条の3第1項、附則第18条の4第1項、附則第19条第1項、附則第20条第1項、附則第20条の2第1項、附則第20条の2の2第1項又は附則第20条の3第1項の規定の適用を受けるときは、第22条の5第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(個人の市民税の**寄附金税額控除**に係る申告の特例等)

第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第22条の5の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第23条の2第3項の規定による申告書の提出(第23条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、**法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金**(以下この項及び次条において「**特例控除対象寄附金**」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、**特例控除対象寄附金**を受領する**都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長(次項及び第3項において「都道府県知事等」という。)**に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付

により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

附 則

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第22条の5の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、**法第314条の7第2項第2号**若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第22条の2第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第18条の3第1項、附則第18条の4第1項、附則第19条第1項、附則第20条第1項、附則第20条の2第1項、附則第20条の2の2第1項又は附則第20条の3第1項の規定の適用を受けるときは、第22条の5第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(個人の市民税の**寄附金控除額**に係る申告の特例等)

第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第22条の5の規定によつて控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第23条の2第3項の規定による申告書の提出(第23条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、**法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金**(以下この項及び次条において「**地方団体に対する寄附金**」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、**地方団体に対する寄附金**を受領する**地方団体の長**に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付

の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行つた申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行つた日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があつたときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行つた **都道府県知事等** に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があつた事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた **都道府県知事等** は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行つた者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があつたときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 （略）

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に **特例控除対象寄附金** を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。） **には**、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第22条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行つた申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行つた日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があつたときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行つた **地方団体の長** に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があつた事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた **地方団体の長** は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行つた者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があつたときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 （略）

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に **地方団体に対する寄附金** を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。） **においては**、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第22条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和元年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の八王子市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第22条の5並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第22条の5第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、令和2年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|-----------|-----------|--|
| 第22条の5第1項 | 特例控除対象寄附金 | 特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。） |
| 附則第9条の2 | 特例控除対象寄附金 | 特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。） |
| | 送付 | 送付又は八王子市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（令和元年八王子市条例第 号）附則第2条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による改正前の八王子市市税賦課徴収条例附則第9条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付 |

3 新条例附則第9条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が施行日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。